

2020年5月8日
一般社団法人三重県サッカー協会
専務理事 藤田 一豊

お知らせ

～三重県内の子ども達への感染を0に！～

“新型コロナウイルス関せ炎症拡大阻止に向けた「三重県緊急事態措置 ver.2」”

～三重を守るために～

三重県は、4月20日に“三重県緊急事態措置～5つのお願い～”を実施し、一定の効果が
出ています。5月1日の政府の専門家会議の提言を受け、基本的対処方針が決定されまし
た。このような基本的対処方針を踏まえ、三重県の緊急事態措置の実施期間を、5月31日
まで延長することとしました。

以下、標題の措置が出されましたので、私たちも全力を挙げて実践してください。